

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が別紙記載の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成25年11月7日付けで行った部分開示決定は、別表5に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成25年9月12日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成25年11月7日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年12月16日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年1月15日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年2月17日付けで、代理人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年5月26日、実施機関からの意見聴取を行った。

### 3 代理人の主張の要旨

（省略）

### 4 実施機関の主張の要旨

- (1) 不開示理由をさらに明確に認識できるように記載すると不開示情報の内容に言及せざるを得なくなるため、本件処分のおり適用条項とその内容を記載した。
- (2) 児童A以外の情報は、開示対象外としている。
- (3) 児童Aの情報のうち、第三者の情報は不開示としている。
- (4) 代理人は、本件対象保有個人情報のうち、「平成23年4月6日付け個人情報提供依頼に係る起案一式①「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」」の5ページ及び8ページの不開示部分について、本件処分の開示しない情報及びその理由欄には記載されていないと主張するが、当該部分は開示対象文書そのものに既に黒く塗られていたものであり、不開示処分として行ったものではない。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、児童Aについて埼玉県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）が保有する個人情報のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降のものである。具体的には児童Aの外来診療録、保有個人情報の開示請求に係る起案一式、保有個人情報の開示決定等に係る意見照会に係る起案一式、個人情報提供依頼に係る起案一式及び家庭裁判所からの調査嘱託書に係る起案一式である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第2号、第3号、第6号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下不開示部分の条例第17条第2号、第3号、第6号及び第7号該当性並びに対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について検討する。

- (2) 不開示部分のうち別表1に掲げる部分の条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であつて、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そのため、本件対象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である代理人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児



(3) 不開示部分のうち別表2に掲げる部分の条例第17条第3号該当性について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報としている。

イ 別表2に掲げる部分は、児童A以外の特定の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものと認められる。

代理人は、別表2に掲げる部分については、条例第17条第3号ただし書イに定める「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、開示すべきであると主張する。しかし、本件対象保有個人情報はいずれも実施機関がその業務を行うに当たって作成、受領した文書であり、別表2に掲げる部分もその一部として記載されていることから、条例第17条第3号ただし書イに該当するとはいえない。また、条例第17条第3号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

(4) 不開示部分のうち別表3に掲げる部分の条例第17条第6号該当性について

ア 条例第17条第6号は、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの」を不開示情報としている。これは、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにするためのものである。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されると、将来予想される同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合も該当する。

イ 不開示部分のうち別表3に掲げる部分は、決裁の前に関係者間で検討会及び意見の調整を行った記録である。このため、開示により、将来予想される同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められ、条例第17条第6号の不開示情報に該当する。

(5) 不開示部分のうち別表4に掲げる部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ ところで、精神医療センターは、主として精神障害に関し必要な医療の提供を行うために設置されたものであり、業務を適正に遂行するためには、患者の状況等を適切に把握し、その状況を率直に記録することが不可欠であると認められる。

しかるに、別表4に掲げる部分を開示すると、今後、精神医療センター職員が開示されることを恐れて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、患者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、別表4に掲げる部分を開示すると、精神医療センターの業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

なお、別表4に掲げる部分のうち一部分については、実施機関は条例第17条第7号のほか同条第6号に該当するとして不開示決定を行っているが、これにより不開示とされた部分が同条第7号に該当することは上記のとおりであり、同条第6号該当性については判断するまでもない。

(6) 不開示部分のうち別表5に掲げる部分の条例第17条第7号該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表5に掲げる部分については、児童Aに関して関係機関からの電話連絡を受けた日時及び電話を受けた者の氏名であり、これを開示しても実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号の不開示情報には該当しないから、開示すべきである。

(7) 対象外部分の保有個人情報該当性について

対象外部分は、平成〇〇年〇〇月〇〇日以前の日の外来診療録、児童A以外の第三者に関する記述、関係法令の条文とその解説及び関係機関同士の郵送に使用した封筒の写しであるから、本件対象保有個人情報に該当しないことは明らかである。

(8) 代理人のその他の主張について

代理人は、過去の開示請求では開示されていたものが不開示とされており、実施機関の判断が恣意的であると主張する。

過去に開示された情報について改めて開示不開示の判断を行う場合、条例第17条各号の該当性については、当該情報が過去に開示されたものであることを考慮し、重ねて開示することにより権利利益を害するおそれ及び業務に支障を及ぼすおそれがあるか等を判断すべきである。

この点について、代理人の主張する今回不開示部分は別表1、別表2及び別表4に含まれる部分である。

このうち、別表1に含まれる部分は具体的には代理人と児童Aとの関係についての記述であり、開示することによりなお児童Aの権利利益を害するおそれが認められる。別表2に含まれる部分は具体的には児童Aと共に入所している他の児童の氏名が記述されている箇所であり、開示することによりなお第三者の権利利益を害するおそれが認められる。別表4に含まれる部分は具体的には診療録の作成者が児童Aに関する状況を率直に記述している箇所であり、開示することによりなお児童Aの今後の治療に支障を来し、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。したがって、これらの不開示部分は、いずれも過去に開示されたことを考慮しても、開示することにより児童A又は第三者の権利利益を害するおそれ及び業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため開示すべきではなく、代理人の主張は採用できない。

また代理人は、本件対象保有個人情報のうち、「平成〇〇年〇月〇日付け個人情報提供依頼に係る起案一式①「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」」の5ページ及び8ページに開示されていない部分があるが、本件処分に係る決定通知書の開示しない情報及びその理由欄に当該不開示部分についての記載がないと主張する。

しかし、代理人が主張する黒く塗られている部分は、本件処分に係る開示請求前になされた代理人による保有個人情報の開示請求に対して開示決定を行うに当たり、他

の関係機関に意見を照会した文書の一部である。こうした照会に対し、一部の個人情報  
を黒く塗って消すことは業務上当然想定し得るものであって、元の起案文書に綴じ  
られている文書そのものに黒く塗られた部分があったとする実施機関の主張は信用で  
きる。

(9) その他

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(10) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 1月15日	諮問を受ける（諮問第116号）
平成26年 1月15日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 2月17日	代理人から意見書を受理
平成27年 4月21日	審議
平成27年 5月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 6月22日	審議
平成27年 7月21日	審議
平成27年 8月24日	審議
平成27年 9月25日	審議
平成27年10月15日	答申

【本件対象保有個人情報】

- 1 外来診療録の平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の記録・平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の診断書
- 2 平成〇〇年〇月〇日付保有個人情報開示決定等に係る意見照会に係る起案一式
  - ①「保有個人情報開示決定等に係る意見書について」（精医セ第〇〇号）
- 3 平成〇〇年〇月〇日付個人情報提供依頼に係る起案一式
  - ①「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」（精医セ第〇〇号）
  - ②「診療録及び入院時診療記録の情報提供について」（精医セ第〇〇号）
  - ③「相談診療録等開示等終了報告書」
- 4 平成〇〇年〇月〇〇日付保有個人情報開示請求に係る起案一式
  - ①「協議書」（精医セ第〇〇〇号、精医セ第〇〇〇号）
- 5 平成〇〇年〇月〇〇日付個人情報提供依頼に係る起案一式
  - ①「保有個人情報提供依頼書に係る情報提供について」（精医セ第〇〇〇号）
- 6 平成〇〇年〇月〇日付保有個人情報開示決定等に係る意見照会に係る起案一式
  - ①「保有個人情報開示決定等に係る意見照会書について」（精医セ第〇〇〇号）
- 7 平成〇〇年〇月〇〇日付調査囑託書に係る起案一式
  - ①「相談診療録等開示検討委員会」起案一式
  - ②「調査囑託書について（回答）」（精医セ第〇〇〇号）
  - ③「相談診療録等開示等終了報告書」



別表 1 ～別表 5

(省略)